第25号様式（第22条関係）

景観形成チェックシート（屋外広告物）

このチェックシートでは、類型別地域景観ごとに定めている景観形成基準（景観面から制限する事項）と、その他の事項について、それぞれ配慮や工夫をした内容を記入してください。

(1) 景観形成基準（屋外広告物）

該当する各項目についてチェックし、配慮や工夫をした場所及び図面名称を「配慮箇所」欄に記入してください。

（届出行為に項目が該当しない場合は記入不要。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観区分 | 景観形成基準 | 配慮箇所 |
| 自然・田園・  集落景観 | □ 背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。 |  |
| □ 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| □ 広告物に用いる色彩は、彩度の低い色を地色とするなど、周辺の景観との調和に配慮している。 |  |
| □ 照明設備は、点滅を避け、周辺の夜間の状況からみて過剰  な光が周囲に散乱しないように光源の種類、位置、光量等  に配慮している。 |  |
| 住宅地景観 | □ まちなみなどの周辺の景観との調和に配慮した高さ、表示  面積、設置位置としている。 |  |
| □　同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化  するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めて  いる。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| □ 広告物に用いる色彩は、建物と同系色の色彩を地色にする  など、周辺の景観との調和に配慮している。 |  |
| □ 照明設備は、点滅を避け、周辺の夜間の状況からみて過剰  な光が周囲に散乱しないように光源の種類、位置、光量等  に配慮している。 |  |
| 工業地景観 | □ 隣接する建物との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位  置としている。 |  |
| □ 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| 商業地・  業務地景観 | * 隣接する建物との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。 |  |
| * 周辺の景観との調和を阻害しないように、色彩や意匠などを十分考慮するとともに、まちのにぎわいや楽しさを演出する要素となるよう努めている。 |  |
| * 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| * 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |

(2) その他の事項

長岡市における広告景観ガイドラインを踏まえ、景観まちづくりのために配慮した点について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観まちづくりのために配慮した点 |  |